

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県荒尾市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下同じ。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>荒尾市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1 既存住民基本台帳システム2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)3 統合宛名管理システム4 中間サーバー5 番号連携サーバ6 マイナポータル7 BOS(業務運用システム)8 コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 住民基本台帳ファイル
- 2 本人確認情報ファイル
- 3 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第7条 (指定及び通知) ・第16条 (本人確認の措置) ・第17条 (個人番号カードの交付等)</p> <p>2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) ・第5条 (住民基本台帳の備付け) ・第6条 (住民基本台帳の作成) ・第7条 (住民票の記載事項) ・第8条 (住民票の記載等) ・第12条 (本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4 (本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条 (住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条 (転入届) ・第24条の2 (個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6 (市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部 市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

請求先	荒尾市 総務部 総務課 行政管理係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出自390番地 電話:0968-63-1209
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	荒尾市 市民環境部 市民課 市民係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1302
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録及び副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、住基ネット照会を行う場合には、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。そのほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 等

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、漏えい・滅失・毀損リスクを防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護についての研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月29日	I-1 ③システムの名称	2 市町村コミュニケーションサーバー	2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)	事後	
平成27年6月29日	I-3 法令上の根拠	—	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81条)〔に「第22条(転入届)」を追記する。	事後	
平成27年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	—	情報提供の根拠となる主務省令の名称及び条項を追記する。	事後	
平成27年6月29日	I-5 ②所属長	市民課長 北原 伸二	市民課長 前田 憲作	事後	
平成29年2月1日	I-3 法令上の根拠	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) (平成25年法律第28号施行時点)	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号)	事後	
平成29年2月1日	I-3 法令上の根拠	・第12条 (本人等の請求による住民票の写し等の交付)	・第12条 (本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	
平成29年2月1日	I-3 法令上の根拠	・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内への市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内への市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)	事後	
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条及び第59条	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条及び第59条	事後	
平成30年8月1日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116及び119の項)	事後	
平成30年8月1日	I-4 ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条及び第59条の2	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条及び第59条の2	事後	
平成30年8月1日	I-5 ②所属長の役職名	市民課長 前田 憲作	課長	事後	
平成30年8月1日	II-1 対象人数	平成26年12月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 取扱者数	平成26年12月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	荒尾市 市民環境部 市民課 市民係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1302	荒尾市 市民環境部 市民課 記録係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1326	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式改訂に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年4月30日	I-8 連絡先	荒尾市 市民環境部 市民課 記録係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1326	荒尾市 市民環境部 市民課 市民係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1302	事後	
令和2年4月30日	II-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月28日	I-1 ②事務の概要	※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項	※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、 89、91、92、94、96、101、102、103、10 5、106、108、111、112、113、114、116 及び119の項)	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、 89、91、92、94、96、97、101、102、10 3、105、106、108、111、112、113、11 4、116、117及び120の項)	事後	
令和2年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	事後	
令和2年6月28日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和2年6月28日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット	—	十分である	事後	
令和2年6月28日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事後	
令和3年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、 89、91、92、94、96、97、101、102、10 3、105、106、108、111、112、113、11 4、116、117及び120の項)	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、 89、91、92、94、96、97、101、102、10 3、105、106、107、108、111、112、11 4、116、117及び120の項)	事後	
令和3年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	事後	
令和6年12月27日	I-1 ②事務の概要	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令(※)に基づき、機構に事務の一部を委任している。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和6年12月27日	I-1 ③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー 5 番号連携サーバ 6 マイナポータル 7 BOS(業務運用システム)	事後	
令和6年12月27日	I-3 法律上の根拠	(略) ・第12条 (本人等の請求による住民票の写し等の交付) (略)	(略) ・第12条 (本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) (略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>・なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	
令和6年12月27日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年12月1日時点		
令和6年12月27日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年12月1日時点		
令和6年12月27日	IV-9 実施の有無	[○]自己点検 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]外部監査	事後	
令和6年12月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	追記	十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8 判断の根拠	追記	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録及び副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、住基ネット照会を行う場合には、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。そのほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 等 	事後	
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	追記	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和6年12月27日	IV-11 当該対策は十分か	追記	十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-11 判断の根拠	追記	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、漏えい・滅失・毀損リスクを防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護についての研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	
令和7年6月27日	I-1 ③システムの名称	<p>1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー 5 番号連携サーバ 6 マイナポータル 7 BOS(業務運用システム) 8 コンビニ交付システム</p>	<p>1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー 5 番号連携サーバ 6 マイナポータル 7 BOS(業務運用システム) 8 コンビニ交付システム</p>	事後	
令和7年6月27日	II-1 対象人数	令和6年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	II-2 取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	IV-8 判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録及び副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、住基ネット照会を行う場合には、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。そのほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 等 	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録及び副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、住基ネット照会を行う場合には、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。そのほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 等 	事後	
令和7年6月27日	IV-9 監査	[○]自己点検 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]外部監査	事後	